

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 6 月 1 日～ 令和 10 年 5 月 31 日までの 3 年間
2. 内容

目標 1 : 社員のワーク・ライフ・バランスを確保するため、勤務間インターバル制度を導入する。

<対策>

- 令和 7 年 6 月～ 社員へ聞き取り、検討開始
- 令和 7 年 7 月～ 専門家による制度の作成と導入、社内報などによる社員への周知

目標 2 : 将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1 ヶ月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度についてのパンフレットを作成し、全社員に配布して制度の周知を図る。

<対策>

- 令和 7 年 7 月～ 社員へ聞き取り、検討開始
- 令和 7 年 8 月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、有期契約労働者や管理職を対象とした研修及び社内報などによる全社員への周知